

令和 8 年長浜市議会定例会

令和 8 年 9 月定例会議会

報告・資料

- 2 指定専決処分した事項について（報告）
- 5 健全化判断比率報告書
- 6 資金不足比率報告書
- 7 公営企業会計資金不足比率報告書
- 8 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について
- 11 令和 7 年度長浜市財政概況
- 35 令和 7 年度長浜市内部統制評価報告書
- 60 令和 7 年度長浜市内部統制評価報告書の審査意見について
- 62 令和 7 年度債権管理条例（徴収計画）の運用実績と評価
- （別冊） 令和 7 年度主要な施策の成果、基金の運用状況及び財産に関する調書

指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をした。

番号	専決 処分日	事件内容	相手方	損害賠償額	担当課
指定専決 第 8 号	令和 8 年 6 月 18 日	令和 8 年 4 月 17 日に 長浜市八幡東町地先で 発生した、公用車による 物損事故		86,220 円	社会福祉課
指定専決 第 9 号	令和 8 年 6 月 18 日	令和 8 年 5 月 7 日に長 浜南部学校給食センタ ー敷地内駐車場で発生 した、除草作業におけ る物損事故		416,900 円	学校給食課
指定専決 第 10 号	令和 8 年 7 月 9 日	保険加入手続の瑕疵に よる傷害保険金の受領 機会の逸失		45,000 円	こども家庭 支援課
指定専決 第 11 号	令和 8 年 7 月 9 日	保険加入手続の瑕疵に よる傷害保険金の受領 機会の逸失		3,000 円	こども家庭 支援課
指定専決 第 13 号	令和 8 年 8 月 3 日	令和 8 年 6 月 15 日に 長浜市勝町地先で発生 した、園児の投石による 車両損傷		190,531 円	幼児課

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

和解について

湖北野鳥センターによる著作権の侵害等に係る和解の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のように専決処分する。

令和 8 年 7 月 2 0 日

長浜市長 浅見 宣義

1 和解の相手方

2 和解内容の要旨

(1) 長浜市は相手方に対し解決金として、7 0 0 , 0 0 0 円を支払う。

(2) 湖北野鳥センターのホームページ及びInstagramに相手方の写真を掲載するにあたり明確な同意が得られていなかったことへ謝罪するとともに、今後は外部提供の写真に対し同意を得た上で掲載する旨を長浜市のホームページ並びに野鳥センターのホームページ及びInstagramに掲載する。

(3) 相手方から提供を受けた写真を報道機関へ提供するにあたり明確な同意が得られていなかったことへ謝罪するとともに、今後は外部提供の写真に対し同意を得た上で提供する旨を報道機関に資料提供する。

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

（市民生活部環境保全課）

健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結 実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 1 . 5 9)	— (1 6 . 5 9)	0 . 5 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

※実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率が無い場合は「—」で表す。
括弧内は早期健全化基準である。

(参考)

- 1 この報告は、令和7年度決算を受け算定した健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき報告するものである。
- 2 実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字額を標準財政規模の額で除したものである。
- 3 連結実質赤字比率とは、一般会計及び公営企業会計を含む特別会計を合わせた全会計の実質赤字額を、標準財政規模の額で除したものである。
- 4 実質公債費比率とは、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金（特別会計や一部事務組合、広域連合が支払った元利償還金に充当された一般会計からの繰出金や負担金）から償還金に係る特定財源や基準財政需要額を引いた額を、標準財政規模（償還金に係る基準財政需要額を除く。）の額で除したものである。
- 5 将来負担比率とは、一般会計、特別会計、一部事務組合、広域連合、土地開発公社及び第三セクター等に対して将来一般会計が負担する負債から将来負担に充当することができる基金残高、特定の歳入見込み額及び基準財政需要額を引いた額を、標準財政規模（償還金に係る基準財政需要額を除く。）の額で除したものである。
- 6 標準財政規模とは、地方公共団体の一般財源の標準的な収入見込額である。

資金不足比率報告書

(単位：％)

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
長浜市農業集落排水事業特別会計	—	20.0

(参考)

- この報告は、令和7年度決算を受け算定した資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき報告するものである。
- 資金不足比率とは、資金不足額（歳出額＋建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－（歳入額－翌年度に繰り越すべき財源））を事業の規模（営業収益－受託工事収益の額）で除したものである。
資金不足額が無い場合は「—」で表す。
- 経営健全化基準とは、公営企業の経営が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその経営の健全化を図るべき基準であり、資金不足比率が20％以上の公営企業が経営健全化計画策定の対象となる。

公営企業会計資金不足比率報告書

(単位：％)

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
長浜市病院事業会計	—	20.0
長浜市公共下水道事業会計	—	

(参考)

- この報告は、令和7年度決算を受け算定した資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき報告するものである。
- 資金不足比率とは、資金不足額（（流動負債＋建設改良費等以外の経費に充てた地方債残高－流動資産）－解消可能資金不足額）を事業の規模（営業収益－受託工事収益の額）で除したものである。
資金不足額が無い場合は「—」で表す。
- 経営健全化基準とは、公営企業の経営が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその経営の健全化を図るべき基準であり、資金不足比率が20％以上の公営企業が経営健全化計画策定の対象となる。

長 監 委 第 104 号
令和 8 年 8 月 17 日

長浜市長 浅見 宣義 様

長浜市監査委員 安原 徹
長浜市監査委員 三浦 良勝
長浜市監査委員 桐山 恵行

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条
第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 7 年度決算に
基づく長浜市の健全化判断比率等について審査をしたので、次のとおり意見を
提出します。

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

- 1 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
- 2 上記健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 29 日から令和 8 年 8 月 12 日まで

第 3 審査の概要

この財政健全化審査及び経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、長浜市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して適正に作成されており、計数も正確であると認められた。

第 5 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

健全化判断比率	令和 7 年度	令和 6 年度	早期健全化基準
① 実 質 赤 字 比 率	—	—	11.59
② 連結実質赤字比率	—	—	16.59
③ 実質公債費比率	0.5	0.8	25.0
④ 将 来 負 担 比 率	—	—	350.0

① 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。令和 7 年度の実質赤字は、発生していなかったことから、比率は「—」となる。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。令和7年度の連結実質赤字は、発生していなかったことから、比率は「－」となる。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。令和7年度の実質公債費比率は、0.5%となっている。なお、早期健全化基準は25.0%であり、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。令和7年度の将来負担比率は「－」となり、良好な状態となっている。

第6 資金不足比率の状況

各会計の資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

区 分	資金不足比率		経営健全化基準
	令和7年度	令和6年度	
長 浜 市 病 院 事 業 会 計	－	－	20.0
長 浜 市 公 共 下 水 道 事 業 会 計	－	－	
長浜市農業集落排水事業特別会計	－	－	

資金不足比率について

令和7年度は各会計とも資金不足は発生していなかったことから、比率は「－」となる。